

宇部市浄化槽設置整備事業補助金

健康で快適な生活環境を確保し、公共用水域の水質保全を図るため、既設の汲み取り便槽又は単独処理浄化槽から転換して合併処理浄化槽を設置する場合に、予算の範囲内で補助金を交付します。

【補助対象事業】

自己が居住する宇部市内の既存の住宅に、次のいずれかの工事を行う場合

- (1) 汲み取り便槽又は単独処理浄化槽から転換して合併浄化槽を設置する工事

※単独処理浄化槽からの転換に伴う配管工事及び単独処理浄化槽の撤去工事も対象となります。

- (2) 令和 2 年度の宇部市の下水道事業計画の見直しにより、下水道事業計画区域から除外された区域で令和 3 年 3 月 31 日以前に設置済の合併浄化槽を家屋の部分改築または老朽化等により設置替えする工事

【補助対象区域（浄化槽設置推進区域）】

公共下水道事業計画区域以外の区域であり、かつ、農業集落排水事業計画区域以外の区域

※公共下水道事業計画区域内であっても、地域の実情等により下水道の整備が見込まれない区域は補助の対象となる場合があります。

【注意事項（補助の要件等）】

- (1) 市税の滞納がない人が対象です。
(2) 専用住宅（主に居住の用に供する建物）又は延べ床面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供する建物が対象です。
(3) 住宅を賃借している場合は、賃貸人の承諾が必要です。
(4) 新築の場合は対象となりません。
(5) 住宅を販売する目的で浄化槽を設置する場合は、対象となりません。
(6) 補助金申請の前に工事を始めている場合は、対象となりません。

【補助金の上限額】

人槽区分	浄化槽設置推進区域		
	通常分	下水道全体計画を縮小した区域	下水道事業計画を縮小した区域
5 人槽	332,000 円	498,000 円	630,800 円
6～7 人槽	414,000 円	621,000 円	786,600 円
8～10 人槽	548,000 円	822,000 円	1,041,200 円
単独処理浄化槽からの転換			
撤去費	120,000 円		
宅内配管工事費	300,000 円		

※工事費用が補助金の上限額に満たない場合は、工事費相当額とします（1,000 円未満切り捨て）。

<計算例> 下水道全体計画を縮小した区域で、単独処理浄化槽から 5 人槽の合併処理浄化槽に転換した場合の補助金の上限額は、498,000 円+120,000 円+300,000 円=918,000 円となります。

その他申請方法等の詳細は市ウェブサイトをご確認ください⇒ウェブ番号：1022273

<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/kurashi/gasgesui/1022268/1022273.html>

OR コードはこちら📄



問合せ先

宇部市港町一丁目 11 番 30 号
宇部市 土木建設部 下水道整備課
TEL 0836-21-2180